

■願意に対する教育委員会事務局の考え方について

- (1) 学校再開にあたっては、休業中の子どもたちの心身の状況把握とケアを最優先し、授業数確保のみを重視せず、子どもたち一人一人の声に耳を傾け、話を聞く活動を教育課程の中に位置づけて取り組むことを奨励すること。

学校再開後についても、児童生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている児童生徒も存在すると考えられ、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応することが求められています（新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&A（令和2年5月21日時点）文部科学省、18頁「問25」参照。以下「Q&A」）

本市におきましても、学校再開後につきましては、まずは教職員が「すべての児童生徒が様々な不安を抱えている」との認識を深めた上で、児童生徒の相談に応じ、児童生徒の指導及び支援体制の確認を行うとともに、一人ひとりの児童生徒が改めて、前向きに学校生活に臨めるよう、全ての学校で学級担任等を中心とした個別相談または三者面談を実施することを各学校へ示しております。（川崎市 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン（令和2年5月22日）川崎市教育委員会、23頁、4「児童生徒の心のケア等に関すること」参照。以下「市ガイドライン」）

また、具体的には、全ての児童生徒に対して、学級担任だけでなく多くの教職員の目を通して観察し、情報共有を図るようにすること、アンケートを実施し、複数の教員でその分析を行い、児童生徒との個別相談や保護者面談、三者面談の機会を設定すること、面談後には、各学年等でその内容に関して情報共有を行い、児童生徒一人ひとりに対する指導や支援の在り方について検討のうえ、指導や支援を実施すること、計画的に相談の機会を設定するなどし、学級担任を中心に児童生徒一人ひとりと対話する機会を設定することを示しております。（市ガイドライン24頁、4（3）「個別相談又は三者面談の実施」参照）

- (2) 開校後の年間行事計画、日課・時程を決めるに際しては「未履修事項をなくす」ことにとらわれず、子どもたちが安定した生活リズムを保ち、適度な運動や休養、睡眠が確保できるよう、無理のない日課・時程・教育課程を編成することを奨励すること。

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業により、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったことのみをもって、学校教育法施行規則に反するものとはされないとされています。（新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について（令和2年4月10日）文部科学省 参照。以下「令和2年4月10日文科省通知」）

また、本市といたしましても、学習指導要領、かわさき教育プラン、学校教育目標を踏まえ、学習内容や身に付けるべき資質・能力を適切に把握し、実施可能な授業日数等

を見通した上で、教育課程を編成することや、児童・生徒の学習の実態把握に努め、状況に応じた学習を進められるように計画するとともに、児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、各学校の指導体制に見合った授業日数・授業時数となっているかなど、教職員の負担も過重とならないように配慮することを各学校へ示しております。（市ガイドライン31頁、6「教育課程編成に関すること」参照）

具体的には、臨時休業期間の家庭学習と再開後の教育活動を効果的に連動させ、効率よく指導が行えるような工夫に取り組むとともに、臨時休業期間中の学習を取り戻すことにとらわれるあまり、児童生徒の負担が過重とならないように、すべての児童生徒に無理のない、長期的な指導計画を作成すること、それぞれの教育活動のねらいを改めて確認し、関連するものは統合するなどの工夫をすること、準備時間やドリル的な練習時間の軽減、教師の演示や家庭学習において実施できる事項の想定、ワークシートや副教材、ICT機器、デジタルコンテンツの活用などによる工夫のもと、授業展開の効率化を図る取組を示しております。（市ガイドライン31頁、6（2）「具体的な取組」参照）

なお、現時点では、文部科学省から、**学習内容の削減等の措置についての指示はないため、学習指導要領に定められた指導事項を削減することなく年間指導計画を調整するよう各学校へ示しております。**（市ガイドライン31頁、6（1）「基本的な考え方」参照）

また、教育課程編成届については、再度提出を求める予定であり、各校の状況を確認した上で、支援に努めていきたいと考えております。

(3) 休業期間中の家庭学習の状況や成果の評価は、家庭でのとりくみの差が大きく、学校として十分な指導が行えない条件の中での学習であったことをふまえ、学校再開後の一人一人に指導に応じた指導を行うための資料として活用すること。また、評価には反映させないなど慎重に扱うように求めること。

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、家庭学習を課す等、必要な措置を講じることが文部科学省より求められております。（令和2年4月10日 文科省通知 参照）

本市といたしましては、各学校が適切に家庭学習を課すことができるよう、参考例を作成するとともに、インターネット等ICTを活用した家庭学習について情報提供等を行うなどの支援を行ってまいりました。

評価につきましては、文部科学省通知において、指導計画等を踏まえて作成した家庭での学習課題について、担当教員がその学習状況や成果を確認した場合には、学校における学習評価に反映することができることと示されており、本市といたしましても、**臨時休業中の家庭学習課題については、児童生徒の学習状況の把握に活用するとともに、適切に評価することが必要である**とともに、学習成績に反映することについては、事前に児童生徒・保護者に対する十分な周知が必要であることを各学校へ示しております。

（令和2年4月10日 文科省通知 及び 市ガイドライン34頁、6（4）①「家庭学習課題の扱いについて」 参照）

(4) 教育課程の編成権は、各学校にある。開校後の教育課程を編成するにあたっては、それぞれの学校で児童生徒の実態を踏まえ、教育課程・授業時数を工夫して編成することを奨励すること。

また、一律休校によって学習できなかった内容の指導については、それぞれの学校で児童生徒の実態を十分踏まえて決めるように促すこと。

登校再開後には、学校において、しっかりと学習内容の定着を確認し、補充のための授業や補習の実施など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じること、特に学習内容の定着が不十分な児童生徒に対しては、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じることが求められています（Q&A、19頁「問27」参照）

また、文部科学省通知において、教育課程の編成に関しては、学校全体として、地域の状況や児童生徒一人ひとりの状況を丁寧に把握し、教科等横断的な視点で児童生徒の学校生活の充実を図れるよう、教育活動や時間の配分等を検討するとともに、地域や家庭の協力も得て児童生徒の学習の効果を最大化できるようカリキュラム・マネジメントを行うことと示されております。（新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）（令和2年5月15日）文部科学省 参照）

本市といたしましても、学習指導要領、かわさき教育プラン、学校教育目標を踏まえ、学習内容や身に付けるべき資質・能力を適切に把握し、実施可能な授業日数等を見通した上で、教育課程を編成することや、児童・生徒の学習の実態把握に努め、状況に応じた学習を進められるように計画すること、その際、児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、各学校の指導体制に見合った授業日数・授業時数となっているかなど、教職員の負担も過重とならないように配慮することを各学校へ示しております。（市ガイドライン31頁「6 教育課程編成に関すること」）

【参照資料】

○請願（１）

・新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ & A（令和2年5月21日時点）文部科学省、18頁「問25」 抜粋

問25 学校再開後、心のケアについてはどのように対応すればよいか。

○ 学校再開後についても、児童生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている児童生徒も存在すると考えられるところです。

○ ついては、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応いただくようお願いいたします。

○請願（２）

・新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について（令和2年4月10日）文部科学省 抜粋

【参考】学校再開ガイドライン（抜粋）

2. 学習指導に関すること

（2）補充のための授業等を行う場合の留意点

・ 30 文科初第 1797 号平成 31 年 3 月 29 日付け文部科学省初等中等教育局長通知「平成 30 年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成 31 年度以降の教育課程の編成・実施について」（各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛て）の趣旨・内容についても、引き続き踏まえること。なお、文部科学省から各教科書発行者に対して、各学校・設置者等が教科書を十分に活用して補充のための授業等の必要な措置を講じることができるよう、各学校・設置者等の検討に資する資料の作成について依頼しているため、必要に応じて参照いただきたいこと。

○請願（3）

・新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について（令和2年4月10日）文部科学省 抜粋

（1）家庭学習について

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることを防ぐよう、学校や児童生徒の実態等に応じ、可能な限り、紙の教材やテレビ放送等を活用した学習、オンライン教材等を活用した学習、同時双方向型のオンライン指導を通じた学習などの適切な家庭学習を課す等、必要な措置を講ずること。特に、臨時休業が長期にわたり、令和2年度の教育課程の実施に支障が生じる場合には、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を臨時休業期間中に課すよう、工夫が求められること。その際、児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう、学校及び児童生徒の実態等を踏まえて、教科書と併用できる適切な教材を提供いただくことが重要であること。文部科学省においても、児童生徒の円滑な家庭学習を支援する教材等を「子供の学び応援サイト」に随時掲載しており、家庭学習を課す際に本サイトを活用いただくことも考えられること。

（2）学習評価への反映

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒に対しては、指導計画等を踏まえながら家庭学習を課し、教師がその学習状況や成果を確認し、学校における学習評価に反映することができること。

家庭学習の学習状況及び成果の把握に当たっては、例えば以下のような方法が考えられるところであり、児童生徒の発達の段階や活用する教材等を踏まえて、これらを適切に組み合わせて行うこと。

<学習状況及び成果の把握の方法の例>

- ・ワークブックや書き込み式のプリントの活用
- ・レポートの作成及びそれに対する教師のフィードバック
- ・ノートへの学びの振り返りの記録
- ・登校日における学習状況確認のための小テストの実施

教師による確認については、電子メールやFAX等を通じた提出、パソコンやタブレット端末等による個別学習が可能なシステムによる学習履歴の確認、テレビ会議システム等を活用したオンラインでの確認、登校日や学校に登校できるようになった後における対面での学習状況の確認等を通じて行うことが考えられること。

○請願（４）

・新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するＱ＆Ａ（令和２年５月２１日時点）文部科学省、１９頁「問２７」 抜粋

問２７ 臨時休業等に伴う児童生徒の学習の遅れについて、文部科学省としてどのように学習保障のための施策を講じているのか。

○臨時休業等が続いた場合であっても、児童生徒が授業を十分に受けられないことによって、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、令和２年４月１０日付け初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」において、各教育委員会・学校等に必要な措置を講じることを依頼しているところです。

○具体的には、やむを得ず登校できない児童生徒に対して、地域の感染の状況や学校、児童生徒の状況等も踏まえながら、学校が指導計画を踏まえた適切な家庭学習を課すとともに、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話、電子メール等の様々な手段を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握することを求めています。

○また、登校再開後には、学校において、しっかりと学習内容の定着を確認し、補充のための授業や補習の実施など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じること、特に学習内容の定着が不十分な児童生徒に対しては、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じることを依頼しているところです。

○文部科学省としても、児童生徒の家庭学習の支援方策の一つとして、家庭学習を支援する教材等を「子供の学び応援サイト」に随時掲載しており、家庭学習を課す際に、本サイトを活用いただくことも考えられます。また、各学校・設置者等が教科書を十分に活用して必要な措置を講じることができるよう、各教科書発行者に対して、各学校・設置者等の検討に資する資料の作成について依頼しているところであり、必要に応じて参照いただきたいと考えています。

○更に、登校再開後に向けては、各教育委員会や学校における取組を支援するため、教員の加配や学習指導員、スクールカウンセラー等について、その配置のための経費を支援する予定であり、退職教員等の協力もいただきながら、補習やきめ細かな指導、感染防止のための少人数指導等の支援を行っていただきたいと考えています。

・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）（令和2年5月15日）文部科学省 抜粋

2. 子供たちの「学びの保障」のための教育活動について

新型コロナウイルス感染症の影響がある中においても、学校においては家庭における学習の支援を最大限行うとともに、感染防止を徹底したうえで分散登校などの可能な限りの工夫を行い、子供たちの「学びの保障」に努めることが必要である。

学校教育は、教師から児童生徒への対面指導、児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであり、臨時休業や分散登校の実施により、学校において教育活動を実施する時間が限定される場合であっても、電話や電子メール等も活用し、教師が児童生徒の日々の状況を丁寧に把握し、学習の歩みを止めることのないよう支援することが必要である。また、児童生徒同士がお互いに励まし合いながら成長していけるよう、学校内外で様々な工夫を凝らして協働的な学びを実現していくことが重要である。

子供たちの学びを最大限に保障するためには、各学校において、新型コロナウイルス感染症の影響の度合いに応じて、年度当初に編成した教育課程を見直すことが必要な場合もあると考えられるが、その際には、新学習指導要領の趣旨に則り、以下の基本的な考え方に基づき教育課程を編成し、学校教育活動を実施することが必要である。

○ 学習指導要領に規定されている「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）を意識した上で、「何を学ぶか」（指導すべき内容）を明確化し、今般の事態を受けた様々な環境変化を踏まえて「どのように学ぶか」（指導方法）を柔軟に見直すこと。

○ その際、知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むために、各教科等を通じて「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成するものとする。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導方法の工夫・改善を図ること。

○ 学校全体として、地域の状況や児童生徒一人一人の状況を丁寧に把握し、教科等横断的な視点で児童生徒の学校生活の充実を図れるよう、教育活動や時間の配分等を検討するとともに、地域や家庭の協力も得て児童生徒の学習の効果を最大化できるようカリキュラム・マネジメントを行うこととし、各自治体や国がその取組を最大限支援すること。

上に示した基本的な考え方を踏まえて子供たちの学びを保障していくため、具体的な教育課程編成のための工夫を以下のとおり示すので、各設置者・学校においては地域や学校、子供たちの実情に応じ、これらを参考に必要な手段を組み合わせることで教育活動を実施いただきたい。その際、地域や家庭に対しても丁寧に説明を行い、子供たちの「学びの保障」のための取組方針について十分に認識の共有を図ることが重要であること。